

三原市封筒広告掲載取扱要領

制定 平成 24 年 11 月 13 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、三原市広告掲載取扱要綱(平成 20 年三原市要綱第 4 号。以下「要綱」という。)に基づき、三原市が使用する封筒(以下「封筒」という。)に掲載する広告の募集及び掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の募集)

第 2 条 広告の募集は、市ホームページその他の市の広報媒体を利用して行う。

2 掲載広告について、市長は、次の各号に定める事項を公表し、募集を行うものとする。

- (1) 広告の規格(サイズ、印刷色、掲載位置等)
- (2) 掲載枠数
- (3) 封筒の用途
- (4) 広告掲載料
- (5) その他市長が広告の掲載に関して必要と認める事項

(広告の掲載に係る優先順位)

第 3 条 申込者数が市において定めた枠数を超える場合は、次に掲げる順位で掲載する広告を決定する。

- (1) 第 1 順位 国、他の地方公共団体及びこれらに類するもの
- (2) 第 2 順位 公社、公団、公益法人及びこれらに類するもの
- (3) 第 3 順位 公共的性格のある私企業で、市内に事業所等を有するもの
- (4) 第 4 順位 前号に掲げるもの以外の私企業又は自営業者で、市内に事業所等を有するもの
- (5) 第 5 順位 前 2 号に掲げるもの以外の私企業、自営業者等

2 前項の規定によっても掲載する広告を決定できないときは、申込順とする。

(掲載申込み及び掲載する広告の決定)

第 4 条 申込者は、三原市封筒広告掲載申込書(様式第 1 号)を市長が定める期日までに提出することにより、掲載を申し込むものとする。

2 市長は、必要と認めるときは、申込者に対し必要な資料の提出を求めることができる。

3 市長は、掲載の可否について、要綱第9条に規定する三原市広告審査会により審査を行うものとする。ただし、軽微なものを除く。

4 市長は、申込者に対し、前項の規定による審査の結果を、三原市封筒広告掲載決定通知書（様式第2号）又は三原市封筒広告不掲載決定通知書（様式第3号）により速やかに通知しなければならない。

（広告掲載内容の承諾）

第5条 前条第4項の規定により広告掲載決定の通知を受けた者（以下「広告主」という。）は、市長が指定する期日までに三原市封筒広告掲載承諾書（様式第4号。以下「承諾書」という。）を提出するものとする。

（広告掲載料の納付）

第6条 広告主は、市長が指定する期日までに広告掲載料を納付しなければならない。

（広告原稿の作成及び提出）

第7条 広告主は、広告原稿を自己の負担により作成し、市長が指定する期日までに市長に提出しなければならない。

（広告の掲載）

第8条 市長は、第6条の規定により広告掲載料が納付され、かつ、承諾書及び前条の規定により提出のあった広告原稿が適当であると認めたときは、指定した広告枠に広告を掲載するものとする。

2 市長は、承諾書及び広告原稿の提出があったときは、その内容について、三原市封筒広告掲載申込書記載の内容と相違していないこと、要綱第4条各号に該当するものでないこと、法令、要綱及びこの要領に違反していないことその他提出された広告原稿が適当であることを確認しなければならない。

3 市長は、前項の場合において、提出のあった広告原稿が適当でないと認めたときは、広告主に対し広告原稿の変更を求めるものとする。

（広告掲載の取消し等）

第9条 市長は、要綱第8条に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、広告主への催告その他何らの手続を要することなく、広告掲載を取り消すことができる。

(1) 指定された期日までに広告主が広告掲載料を納付しなかったとき。

(2) 指定された期日までに広告主が承諾書若しくは広告原稿を提出しなかったとき。

(3) その他封筒への広告掲載が不適當であると判断したとき。

2 市長は、前項の規定により広告の掲載を取り消し、又は掲載した広告を削除した場合において、当該広告主が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。この場合において、既納の広告掲載料は、返還しない。

(広告主の責務)

第10条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の掲載に関し、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

3 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担においてこれを解決しなければならない。

4 広告主は、第4条第4項の規定により決定を受けた封筒への広告の掲載の権利を、他に譲渡してはならない。

(その他)

第11条 要綱及びこの要領に定めるもののほか、広告の掲載について必要な事項は、市長が別に定める。

三原市封筒広告掲載申込書

年 月 日

三原市長 様

(申込者)

住 所 _____

氏 名 _____ ⑩

(団体にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名を記入してください。)

(担当者)

氏 名 :

電 話 :

F A X :

E-mail :

三原市の封筒に広告を掲載したいので、次のとおり申し込みます。

申込みに当たっては、三原市広告掲載取扱要綱及び三原市封筒広告掲載取扱要領の内容を遵守するとともに、私の市税納付状況について三原市が市税納付状況調査を行うことについて同意します。

1 広告の内容

(1) 掲載希望枠数 _____ 枠

(2) 広告原稿の内容 (広告の内容案を下記に記入。別紙でも可。)

三原市封筒広告掲載決定通知書

第 号
年 月 日

様

三原市長

年 月 日付けで掲載の申込みのありました_____様の
の広告については、審査の結果、三原市の封筒に次のとおり掲載することに決定し
ましたので、通知します。

下記の広告掲載料を別添納入通知書により納付し、領収書の写しと三原市封筒広
告掲載承諾書を、年 月 日（ ）までに財産管理課に提出してくだ
さい。

なお、期限までに広告掲載料の納付及び承諾書の提出がない場合は、掲載の決定
を取り消すことがあります。

1 掲載する広告

掲載枠数 枠

2 広告掲載料

_____円

納入期限：年 月 日（ ）

別添納入通知書により納入ください。

3 承諾書提出期限

年 月 日（ ）まで

4 承認条件

本通知により決定を受けた三原市封筒への広告掲載については他者へ譲渡しな
いこと。

様式第3号

三原市封筒広告不掲載決定通知書

第 号
年 月 日

様

三原市長

年 月 日付けで掲載の申込みのありました_____様の
の広告については、審査の結果、掲載できないこととなりましたので、通知します。

不掲載とする理由

三原市封筒広告掲載承諾書

年 月 日

三原市長 様

(広告主)

住 所 _____

氏 名 _____ 印

(団体にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名を記入してくださ
い。)

(担当者)

氏名 :

電話 :

FAX :

E-mail :

年 月 日付け第 号決定通知及び承認条件のとおり次の内容で
三原市封筒に広告を掲載されることを承諾します。

三原市広告掲載取扱要綱、三原市封筒広告掲載取扱要領及び各種法令に違反した
場合又は違反することとなった場合において、催告なく広告の掲載を取り消される
ことを了承します。また、その際、既納の広告掲載料が返還されないことについて
も了承します。

1 掲載する広告

掲載枠数 _____ 枠

2 広告掲載料

_____円

附 則

この要領は、令和6年9月1日から施行する。